

(付記)

「本報告書 115～118 頁掲載の『意見』に対して」

福原裕二

本報告書の 115～118 頁に掲載されている、升田優「『戦後（昭和期）における島根県の竹島問題への取り組み等』について」（以下、意見）は、私の上掲のレポートの誤読か思い込みに基づく問題意識を下地に、行政の立場から戦後における島根県の竹島問題への取り組み等を紹介する内容となっている。私のレポートにおける議論の核心に対して、行政従事者としての専門的な立場からコメントをいただけるのであれば有り難いが、意見の中で「問題」とされる内容は、ほぼ当を得ておらず、私の今後の研究上の進展においてはほぼ参考にはなし得ない憾みがある。以下では、私のレポートへの言及を行っている記述部分を中心に、箇条書きふう疑問を呈しておくこととしたい。

- 意見では、私のレポートを概括して、「戦後における島根県の取り組みについて『島根県統計書』の記述を通して一定の推論を導き出している」としているが（「1. はじめに」；下線は筆者）、そのレポートを一読いただければ明らかな通り、そこでは『島根県統計書』の記載を手がかりに立論を行い、その他の文献資料を用いて、島根県の竹島に関わる行政的措置の史的展開について論じている。『島根県統計書』の記載がこうであるから、島根県の取り組みはこうであるなどという論及は行っていない。
- 意見では、「『島根県統計書』は... .. 何らかの価値意識を投影したものとは捉えられていない」と、どんな主体に「捉えられていない」のか無主語の形で主張されているが（「1. はじめに」の①）、仮にそうであるとすれば、『島根県統計書』は統計の選択、配列、その記載内容など、何らの顧慮・基準もなしに羅列されている文書であるということになるがそれでよいのか。「価値意識を投影したものとは捉えられていない」と何故に言えるのか、主語とその根拠を明確に論じなければ、それは単なる思い込みでしかないであろう。
- 意見では、「むしろ、『島根県史』とか『県政のあゆみ』、『県政の概要』など... .. の記述をも確認し、島根県の取り組みを総合的に評価するのが妥当」（「1. はじめに」の①）とするが、「総合的に評価」することには賛同するとして、県が広報用に後日取りまとめた文献資料を他の資料による文献批判もなくそのまま鵜呑みにして論述するのであれば、それは研究ではなく、一種の宣伝（プロパガンダ）である。管見の限り、島根県竹島問題研究会は県の公式的な立場から独立して組織されたものであると理解しているし、そこでの研究成果である中間報告書の内容もまた然りであると考え。
- 意見では、私のレポートが、「島根県の取り組みが国の動向など外部要因によって左右されて

きたと結論づけている」とし、それに対して「果たしてそうなのか」と疑問を呈しているが(「1. はじめに」の⑥)、意見では結局、他の島根県が編纂した行政資料に竹島に関わる記載があるとか、国への要望活動・県議会での質疑があったとか述べるばかりで、その行態の背景要因として何があったのかをまるで取り上げていない。たとえば、私のレポートでは、島根県総務課予算グループが所蔵する現用文書を基に、昭和52年の県議会の決議や促進協の設立の背景を200海里水域設定の問題であると結論づけたが、そうではないという論拠を示してくれなければ、「福原委員は極めて限られた資料に基づきその推論を展開している」と主張されても(「1. はじめに」の⑥)、追跡検証のしようがない。

- 意見では、「... 戦後すぐの昭和20年代には、GHQ指令により竹島に対する日本の行政権が停止された事実... この当時、島根県としては、竹島の管理を事実上行うことができず... こうした事情が行政資料の記述に一貫性を欠く遠因になったのではないか」としているが(「3. おわりに」)、そもそも私が「昭和29年の謎」として論じている対象時期は、「GHQ指令により竹島に対する日本の行政権が停止」されていた時期のことではなく、「島根県としては、竹島の管理を事実上行うことができるようになった時点のことであり、それこそ意見が主張する推論は誤りである。

以上のように、意見が私のレポートに対して問題視する論拠は何等示されていないか、当を得ていないと考える。意見の表題の通り、行政の立場から戦後における島根県の竹島問題への取り組み等を論じたいのであれば、問題の所在を明らかにした上で、その範囲内で議論を展開すべきであろう。その点で、この「意見」なる文章が研究会の成果物である報告書に掲載されるのは、遺憾なことであると考えます。

最後に余談ながら、意見で主張される次の内容、すなわち「島根県の認識、またその取り組みなどについては、県の保有する資料全般について、時系列的に、内容を整理、確認しておく必要があると思われる。こうした作業は、基本的に県の保有する資料に基づいて行うことになるので、竹島資料室において今後そうした取り組みが着実に、かつ、精力的に行われることを期待したい(「3. おわりに」)との提言には反対である旨記しておきたい。(現用文書については留保するとして) 県の保有する資料全般は研究者に広く公開し、利用されることが望ましいと考えるからである。